

アネスト岩田株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

- 第1条 当会社はアネスト岩田株式会社と称する。
英文では、ANEST IWATA Corporation と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 空気圧縮機、空圧機器及び空気動工具の製造販売。
 2. 真空機械器具・装置の製造販売。
 3. 塗装及び塗布用機械器具の製造販売。
 4. 塗装用設備の製造販売並びに設置工事。
 5. 接着用機械器具・設備の製造販売。
 6. 医療機器の製造販売。
 7. 電力供給装置、動力伝達装置の製造販売。
 8. 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業。
 9. 前各号以外の産業用及び家庭用機械器具の製造販売。
 10. 前各号に掲げる製品及び設備の開発、設計、施工、保守及びコンサルティング業務並びにこれら製品及び設備の製造に関する技術・ノウハウの販売。
 11. 古物営業法に基づく古物商。
 12. 各号に附帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

- 第3条 当会社は本店を神奈川県横浜市港北区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査等委員会
 3. 会計監査人

(公告の方法)

- 第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億8,929万株とする。

(自己の株式の取得)

- 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

- 第8条** (单元株式数)
当会社の单元株式数は、100 株とする。
- 第9条** (单元未満株式の売渡請求)
当会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
- 第10条** (单元未満株主の権利)
当会社の株主は、その有する单元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 单元未満株式の売り渡しを請求することができる権利
- 第11条** (基準日)
当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(2) 前項の規定にかかわらず、取締役会はあらかじめ公告してこれと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。
(3) 前2項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 第12条** (株主名簿管理人)
当会社は、株主名簿管理人を置く。
(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
(3) 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。
- 第13条** (株式取扱規則)
当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

- 第14条** (総会の招集)
定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
- 第15条** (招集地)
当会社の株主総会は、神奈川県横浜市もしくは東京都区内で開催する。
- 第16条** (招集権者および議長)
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数のときは、その順序は、あらかじめ取締役会の決議をもって定める。

- (2) 代表取締役を支障あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条 (決議の方法)
株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条 (議決権の代理行使)
株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
(2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第20条 (議決権の不統一行使)
株主がその有する議決権を統一しないで行使しようとするときは、株主総会の日の3日前までに、当社に対して議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を書面をもって通知しなければならない。

第21条 (議事録)
株主総会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第22条 (員数)
当社の取締役は、10名以内とする。
(2) 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

第23条 (選任方法)
取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第24条 (取締役の解任)
取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

- 第25条** (任期)
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- (2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 第26条** (代表取締役)
取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から2名以内の代表取締役を選定する。
- 第27条** (報酬等)
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
- 第28条** (取締役の責任免除)
当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- (2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
- 第29条** (取締役会の招集権者および議長)
取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定めるところによる。
- 第30条** (取締役会の招集通知)
取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役に対して通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
- 第31条** (重要な業務執行の決定の委任)
当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
- 第32条** (取締役会の決議方法)
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 第33条** (取締役会の決議の省略)
当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第34条 (取締役会の議事録)
取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第35条 (取締役会規程)
取締役会に関する事項については法令またはこの定款に定める場合を除き、取締役会によって定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

第36条 (監査等委員会の招集通知)
監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第37条 (監査等委員会の決議方法)
監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第38条 (常勤の監査等委員)
監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第39条 (監査等委員会の議事録)
監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第40条 (監査等委員会規程)
監査等委員会に関する事項については法令またはこの定款に定める場合を除き、監査等委員会によって定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第41条 (選任方法)
会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条 (任期)
会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第43条 (報酬等)
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる

- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第46条

剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払う。

- (2) 前項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第47条

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

- (2) 中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内の取締役会で定める。

(剰余金の配当金等の除斥期間)

第48条

剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- (2) 未払いの剰余金の配当金及び中間配当金に対しては利息を附さない。

付則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第70期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

定款変更年月日

昭和36年 5月20日	平成15年 6月26日
昭和36年 7月15日	平成16年 6月29日
昭和37年 3月13日	平成17年 6月28日
昭和38年 9月27日	平成18年 6月27日
昭和38年10月28日	平成19年 6月26日
昭和40年11月27日	平成21年 6月25日
昭和41年 5月28日	平成24年 6月26日
昭和41年11月26日	平成25年 6月26日
昭和43年 5月30日	平成26年 6月25日
昭和43年11月29日	平成27年 6月25日
昭和45年 5月29日	平成28年 6月28日
昭和45年11月30日	平成30年 6月22日
昭和47年11月29日	令和2年 6月25日
昭和49年 5月30日	
昭和49年11月29日	
昭和50年 5月30日	
昭和57年 6月29日	
平成 3年 6月27日	
平成 4年 6月26日	
平成 6年 6月29日	
平成 8年 6月27日	
平成10年 6月26日	
平成11年 6月29日	
平成14年 6月27日	